

郵便受けに裁判所から「特別送達」？が届いた。 どういうこと？

よくある相談事例

裁判所からとみられる「特別送達」と書かれた手紙が郵便受けに届いていた。何かわからない未納があって、それにより裁判所から「訴状？」が届いたらしい。どうしたらよいか。

消費生活センターからのアドバイス

- ・「特別送達」は郵便配達担当者の直接手渡しが原則です。このケースのように郵便受けに放置する場合は、裁判所を騙った詐欺だと思われま。記載されている電話番号には決して連絡をしないでください。
- ・「特別送達」とは、裁判所から送られてくる呼出状や支払督促などの通知で、郵便配達担当者が手渡しをし、受領した人の署名や押印を求めます。
- ・もし本物の「特別送達」である場合は、身に覚えがなくとも放置してはいけません。「異議申し立て」や「答弁

書」を提出しないと欠席裁判となり、相手方の主張が認められてしまいます。

- ・偽物か本物かを見極めるには、記載された連絡先ではなく、裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp/>)に記載されている管轄区域の裁判所(松伏町はさいたま地方家庭裁判所越谷支部)に確認しましょう。 ※裁判所を騙った架空請求かどうかわからない場合や不安に思うことがあれば消費生活センターにご相談ください。

問合せ 松伏町消費生活センター(環境経済課内) ☎991-1854

人権それは愛

ハンセン病家族補償法が成立しました ～偏見や差別のない社会を目指して～

ハンセン病元患者の家族に対し、1人当たり最大180万円の補償金を支給するハンセン病家族補償法が、令和元年11月に成立しました。法律では、国の責任を明確にするために、前文に、「国会及び政府は、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれの無い偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。」などと記しています。また、ハンセン病をめぐる差別の解消に向けた啓発を行うため、名誉回復の対象に「家族」を加える改正ハンセン病問題基本法も成立しました。

ハンセン病は、感染力が弱く遺伝することもあります。また、早期発見と適切な治療により確実に治すことができます。ハンセン病患者は、治療中でも治

療終了後も社会で共に働き、学び、いっしょに過ごすことができます。

しかし、かつて患者を強制的に療養所へ隔離する政策がとられていたことなどから、人々の間に怖い病気として定着してしまい、患者はもとよりその家族も結婚や就職を拒まれるなど、強い偏見や差別を受けてしまいました。今なお、社会における偏見や差別は解消されておらず、そのために療養所の外で暮らすことに不安があり、安心して退所できないという入所者もいます。

ハンセン病について一人ひとりが正しい知識と認識を持ち、偏見や差別をなくし、患者や元患者の方々を温かく迎え入れる社会を実現しましょう。

問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873 企画財政課 ☎991-1815

町長コラム

SDGs

～持続可能な社会を目指して～



鈴木 勝

昨今、「SDGs(エス・ディー・ジー・ズ)」という言葉をよく耳にするが、皆さんはその意味をご存じでしょうか。それは、「持続可能な社会を目指す」という意味である。

高度経済成長の時代には、地球をグローバルな視点で捉えられる人材が必要とされたが、そのグローバルな視点とは、我が国にない資源をどこか他の国から輸入することこそが、我が国の成長・発展に欠かせないものとされていた。

しかし、現在のグローバルな視点においては、安価な労働力を求めることのみでは、地球上に存在する企業として許されない。すべての国が安定的に持続可能に発展することが求められているのである。

アフガニスタンで活動していた中村哲医師は、同国で豊かな国土を計画したが、銃撃を受け、道半ばで涙を飲んだ。

また、スウェーデンのグレタさん(当時15歳)は、CO2削減を訴える運動を1人で始め、今や世界中に広がっている。

私たち一人ひとりが他人ごととして捉えるのではなく、持続可能な地球を取り戻すためには何をすべきなのかを、今、真剣に考えねばならないのである。